

平成19年12月20日

報道関係各位

(社)電子情報技術産業協会
コンテンツ保護検討委員会

「ダビング10」の運用開始および普及啓発について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会諸事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、総務省情報通信審議会にて提案されたデジタル放送の録画の新ルールについては、地上デジタル放送で2008年6月頃に運用が開始される予定です。一方、呼称については、新聞・雑誌等において様々な呼称が使われ、一部で混乱が生じております。

当協会では、消費者の誤認を回避するために、新ルールの普及啓発に際し適切かつ簡潔な呼称が必要であるとの観点から、関係事業委員会およびコンテンツ保護検討委員会において検討し、下記の呼称および表記方法を決定し普及啓発活動を行います。

なお、デジタル放送普及促進の中核的役割を担っている(社)デジタル放送推進協会(Dpa)においても、本件に賛同いただき、周知啓発いただく予定となっております。

記

【録画の新ルールの呼称】

コピー9回+ムーブ1回 (ダビング10)

(注) ダビング10の読み方は、「ダビングテン」です

【表記方法】

使用例としては、以下のいずれかを推奨しております

- 例) ・ コピー9回+ムーブ1回 (ダビング10)
- ・ ダビング10 (コピー9回+ムーブ1回)
- ・ ダビング10

以上

本件に対するお問い合わせは、当協会コンシューマ・プロダクツ部 (Tel: 03-3518-6427) または広報室 (Tel: 03-3518-6424) 宛にお願い致します。